

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 22.11.24 第 176 回国会第 5 号

11 月 24 日（水）第 5 回の委員会が開かれました。

1 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（内閣提出第 14 号）

- ・高木文部科学大臣、笹木文部科学副大臣、鈴木文部科学副大臣、笠文部科学大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人等に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・高井美穂君外 4 名（民主、自民、公明、共産）提出の修正案について、提出者池坊保子君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、国守）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、国守）

（質疑者及び主な質疑内容）

下村博文君（自民）

- ・昨 23 日の韓国への北朝鮮による砲撃事件を受け、朝鮮学校に通う生徒に対する高等学校等就学支援金支給に係る判断について、新たな政治的判断が必要だと考えるが、大臣及び鈴木副大臣の見解を伺いたい。
- ・「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」（以下「本法律案」という。）における補償制度の対象となる展覧会の文化審議会での審査に当たっては、具体的な審査基準を作成・公表しないと恣意的な審査となる懸念がある。そのため、同審議会における審査基準の具体的内容について伺いたい。
- ・本法律案により、海外から借り受けた美術品が損害を受けた場合にその損害の一部を国家補償の対象とすることで、展覧会の主催者が負担する保険料が安くなるのかどうか伺いたい。
- ・国内の個人の芸術家でも海外で展覧会の開催ができるように国が支援する必要があると考えるが、大臣及び笹木副大臣の見解を伺いたい。
- ・「尖閣諸島は我が国固有の領土である」旨を教科書に明記するかについて、11 月 19 日に決定された質問主意書への答弁内容は 10 月 29 日の当委員会での大臣の答弁から後退しているとの報道があるが、大臣の見解を伺いたい。

古屋圭司君（自民）

- ・本法律案と本日議員立法で提出した「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案」（以下「公開促進法案」という。）は、その目的はほぼ同様

であり、両法案の成立は国民が広く海外の美術品に触れることに寄与するものである。公開促進法案の内容及び両案をあわせて審査することについて、大臣の見解を伺いたい。

- ・公開促進法案については、文化庁、外務省及び民主党との調整を進めてきたところであるが、今後の成立に向けた取組を笠政務官及び大臣に伺いたい。

馳浩君（自民）

- ・本法律案の補償の対象となる展覧会の規模、年間の開催予定件数及び補償契約締結の年間限度額について伺いたい。
- ・朝鮮学校を含む各種学校に対して、教育基本法第 2 条、第 14 条及び第 16 条の適用があるのか伺いたい。
- ・教員免許更新制度の平成 23 年度とそれ以降の実施見込みについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・小学校の学習指導要領の完全実施を来年に控え、円滑な実施を図るため土曜日にも授業を実施できるようにすべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・教員のうつ病等精神疾患が増えている状況の中で、各都道府県で実施している病気休職者の復帰支援策について伺いたい。

池坊保子君（公明）

- ・本法律案で審査の対象となる展覧会の規模について、どの程度の評価額が対象となるのか、また、審査する文化審議会での審査に当たる委員数やどのような専門分野から選任する予定なのか伺いたい。

- ・新聞社等営利企業開催（共催）の展覧会を補償対象とする場合、保険料が軽減されるならば、その軽減分を公益的見地から入館料等に還元する必要があると思うが、見解を伺いたい。
- ・本法律案については、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する観点から、国公私立の別を問わず地方における美術館等が開催する展覧会も補償対象とする、質の高い展覧会が全国各地域で安定的に開催されるよう補償下限額を設定する、施行後数年を目途として、補償範囲の改善措置を講ずる等の必要性について、見解を伺いたい。

宮本岳志君（共産）

- ・地方において重要な役割を担っている公私立の美術館・博物館の深刻な経営状況に対し、国が支援を行うことが必要であると考え、大臣の見解を伺いたい。
- ・独立行政法人化後に運営費交付金額が減少する中、諸外国の主要な美術館・博物館と比較しても、少ない予算・人員で運営している我が国の国立美術館及び国立博物館に対する予算を、十分に確保する必要があると考え、大臣の見解を伺いたい。
- ・美術館、博物館及び図書館等の社会教育施設については、長期的視点からの運営を行う必要上、指定管理者制度の適用外とすべきと考え、大臣の見解を伺いたい。